

議 長 日程第13「議案第52号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について」、
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第52号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について。次のとおり、
松田町寄テニスコートの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定す
る指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄テニスコート。所在
地、松田町寄4116番地。

2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役
大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。

3、指定の期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、1年間。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決
を得るため提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 （「簡単でいいですよ。」の声あり）それでは説明させていただきます。1
枚おめくりください。右上の参考資料1を御覧ください。指定管理者の選定申
込みとなります。記載内容は提案説明と同様でありますので、1枚おめくりい
ただきまして、まず1ページ目、指定管理施設運営事業計画です。誠に恐縮で
すが、先ほど議案第50号、第51号と同様の内容については、省略して説明を進
めさせていただきますたく存じます。

事業内容につきましては、記載のとおり（1）テニスコートの施設の維持管
理、（2）同施設の利用の許可、（3）利用料の収受等になります。資料の下
段の枠にあります2、指定管理者としての基本姿勢につきましては、施設趣旨
を考慮した施設活用を行い、効果的な管理運営を実施しながらサービスの向上
を図る。また、他市町の方々と交流しながら、スポーツ・レクリエーションの
振興と寄地区の活性化を図れるよう、施設運営を図っております。

資料をおめくりいただきまして、経営方針及び運営方法に関する基本的な考
え方につきましては、1の組織の体制から、次のページの8のその他の運営に

当たっての提案等まで記載してございます。

資料をおめくりください。次のページ、指定管理施設収支計画書です。従来、指定管理期間につきましては、管理センター、みやま運動広場と同様に、5年の管理期間でありました。先ほどの議案第50号、第51号と同様に、まずはこの1年間で総合的な改善が見込めるかなど検討されたい旨の協議があり、単年度の指定管理期間となりました。この収支計画書、令和5年度のみでは、実績をもとに営業収入と見込んでおります。支出では、事務員給与手当等から、以下、消耗品費、光熱水費、修繕料、事務運営費、衛生費、施設整備費まで合わせて収入と同額で計画をしております。計画書の内容は以上のとおりとなります。

右側のページ、参考資料2を御覧ください。こちらは町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書になります。

おめくりいただきまして、参考資料3を御覧ください。同委員会における選定結果書となります。候補者の選定に当たっては、3に記載のとおり、附帯意見を頂戴しております。2点です。①としまして、指定管理期間が1年となっておりますが、その先の令和6年度以降を見据え、令和5年度の積極的な展開に期待すること。2点目、②としまして、好調な土・日利用に対し、低調な平日の利用を促進するため、他の観光施設やイベントと連携して施設をPRするなど、新たな顧客獲得に向けた取組を期待するものです。となっております。

説明につきましては以上となります。御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋 藤 先ほどから50号、51号、52号と、みやまの里さんのこの指定管理者のところを見ますとですね、メールアドレスがどれも入ってない状況下です。今の時代、メールアドレスやったりして、何か申込みとかかけたりするじゃないですか。若い人たちがそういうので入ってくるんじゃないかなと思うんですけども、町はよくいろんなところにコワーキングスペースつくったりとやっているんですけども、そういった仕組みをここらに取り込めるようなお考えというのはないんですかね。

観光経済課長 御指摘ありがとうございます。メールアドレス記載するように努めてまいり

ます。ないわけではないので、記載するように努めてまいります。以上です。

10番 齋 藤 分かりました。オリジナルのホームページはないんですか。町のホームページしかないんですかね。ちょっと見ると、松田町の中にこのいろんな施設のもが入っているみたいな感じなんですけども。その辺はいかがなんでしょうか。

観光経済課長 単独のホームページは持っておりません。町のホームページにていろんな情報の発信をしていると。ただですね、昨年来、コロナ禍における宿泊業の支援として、パソコン等の活用ということを掲げてやってまいりました。その中で、GoToなんかがありまして、こういったものにしっかりとのっけていけるように、いろんなところの大手の旅行会社さん等に情報をですね、載せるようにいろいろ取組は進めておりますので、ちょっと単独のホームページというところにまだ至ってないんですけれども、いろんな情報発信はしているということで御理解願います。

10番 齋 藤 ありがとうございます。そのようなこと、やっぱりやっていかないとね、申込みがないと思うんですよ。それとあと、よく例えば宿泊日がいっぱい空いてるとかというの出てきたりしますよね。ほかのホテルを調べると。テニスコートもしかり、グラウンドもいつ空いてるとかって、よく何か、そこを予約したいとかという仕組み。こういったことが今の若い人たちは簡単にやってしまうので、それによって集客ができる部分だと思うんでね、その辺の仕掛けをしていただいて、あとは先ほど町長言われたように、建物古くて、新しくしたって、お客さん来るとは限らないんですよ。古くても、Wi-Fi設備はあるんですかね、あそこには。そういう中で、何かのんびりと二、三日過ごして、何かをパソコンを使ってやりたい人とか出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう仕掛けなんかも必要なかなって考えますけど、いかがですかね。

観光経済課長 いろいろ御提案ありがとうございます。先ほど申し上げているとおり、みやまの里全体でいろいろ今後のことを考えていこうという中に、今おっしゃっていただいた内容も含めて検討を重ねてまいりたいと考えます。

議 長 よろしいですか。ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第52号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(16時00分)